

基本方針策定に向けた主要論点(案)に対する委員・専門委員の主な意見(第1、2回審議会)

主要論点項目		委員・専門委員の意見	委員・専門委員名	合意された事項
1 法の基本理念の具体化	I (法第16条1)行政では対応困難な社会課題の解決を図る民間公益活動の推進	・行政の委託事業は制約が多く、現場のニーズと合致しない。縦割り行政で対応しづらい「横串の課題」に活用すべき。	宮本委員	○
		・地方公共団体が、「長年解決できていない」だけではなく、「単独で対応できない」、「モデル事業があるが、他地域での展開が容易でない」社会課題と読み解くのが現場に即している。「単独」ではない方法として市民活動団体と行政との「協働」の考え方が応用できるのではないか。	服部委員	
		・行政も長年にわたり、社会課題の掘り起こしをやってきており、把握はしているものの、解決できていない課題もあるので、課題を抽出するときには、行政を無視しないほうがいい。	野村委員	
		・公的財源の不足を、単に埋める存在として休眠預金を利用しないこと。	駒崎専門委員他	○
		・国がやるべきことと、休眠預金で上手く活用することの切り分けが大切。	小河専門委員	
		・公的財源を投じることは難しいが、社会にとって必要なモデルをつくる挑戦を支えること。挑戦に失敗はつきものであり、一定のリスクは許容すること(インキュベーションの役割)。	駒崎専門委員他	○
		・国や地方自治体の事業を受託する(上意下達)のではなく、団体自らが地域社会のニーズを汲み取り創造しようとする事業計画に対して助成すべき。	宮本委員	
		・現場の課題が社会課題として認識されるには、時間がかかる。社会課題の認識は数年で大きく変わってしまうので、現場から吸い上がって来た課題こそ緊急な課題である。	服部委員	
		・既存の制度の受益者ではなく、今まで制度が救えなかった人々が抱える課題にフォーカスすべきであり、前例のない取組や、ニッチであるがゆえに対応が遅れているニーズを支えることができる仕組みを前提とすること。	駒崎専門委員他	○
・地方は、人口減少や財政難といった課題を抱えながら、ニーズの多様化に対応すべく行政サービスの拡大を迫られている。このギャップを解消するには、各地域の住民が、サービスの受け手に留まらず、その担い手としての役割を果たせるよう「多様な主体との協働」を実現すべき。	牧野委員			

1 法の基本理念の具体化	II	(法第16条2)自立した担い手の育成、資金を調達できる環境の整備	・自立とは、必ずしも金銭的なことを意味するのではなく、自らの考えに基づき責任ある行動をする「主体的」な自立が望ましい。	服部委員	
		・取組みを効果的なものにするために、プロボノの果たす役割は必須。積極的に民間からプロボノを募ること、及び活動と適切にマッチングさせることが重要。	北地委員	○	
		・資金支援と併せて、「人材育成」こそ重要であり、伴走型支援といった間接的支援のみならず法の理念を現実社会に実装できるような起業家を輩出するための起業家教育といった直接的支援の2種類が必要。	曾根原専門委員		
		・外部団体の過度な支援ではなく、資金分配団体が個別団体にあわせて伴走することが望ましい。	服部委員		
		・インキュベーションに必要な経営支援・伴走支援といったキャパシティビルディングのコストを含んだ制度設計とすること。	駒崎専門委員他		
		・子ども・若者支援事業では、「人・場所・資金」が不足。単年度予算だと、生計を立てるのが難しく、若い人が長続きしない。また若手人材を育てるための研修費等をほとんど計上できない。	宮本委員		
		・子ども・若者支援、困難を有する者の支援においては、新しいタイプの支援活動がこの10年間で育ってきているものの、こうした中堅的な団体の基盤を固めることが大きな課題となっている。スタートアップ支援を過度に重視すると中堅団体が対象から外れ、いつまでたっても安定的に活動する団体が育たない。	宮本委員		
		・事業に寄り添い、伴走することで、それが呼び水となって、担い手づくりや、社会的課題解決に挑むような人々のコミュニティー形成につながり、全ての事業が全体として盛り上がっていくような配慮や仕組みができないか。	飯盛委員		
		・健全な経営運営には「総費用」の観点が必要であり、フルコストリカバリーの観点から、行政の事業では一般にカバーされない事業遂行における「管理費」を明確に位置付けるべきであり、無駄を排除しつつ、出すべきところは最低限出すという合意が必要。	工藤専門委員		
		・活動のステージを分けて考え、スタートアップよりも、ミドルステージの場合に、本資金の提供が呼び水となり、他の金融機関や民間助成等が連携する関係構築を促すしくみが望ましい。	服部委員		
		・指定活用団体が研究機能、研修機能をもつこと、資金分配団体におけるシステム整備への資金活用を行うこと、資金支援だけでなく、非資金的支援への資金活用を行うことなど、基本理念の実践にかかわる多様なプレイヤーの力量形成、ノウハウ蓄積等のシステム整備に資金を活用することが、特に初期段階で必要(ソーシャルセクターのインフラ形成、システム形成)。	岸本専門委員		
		・事業は優れているがガバナンスが後回しになっていたり、その逆になったりしないよう、事業とガバナンスが両立できる制度設計が必要。	白井専門委員	○	
		・コストリカバリーやガバナンス等の観点において、健全な社会セクターを育成することが急務である。	白井専門委員		

1. 法の基本理念の具体化	III	(法第16条3)多様な意見の適切な反映、透明性の確保	・休眠預金活用にあたっての専門的な議論を進めるためには、より幅広く専門性を持つ方に参画いただきたい。	萩原委員	
		・休眠預金活用の性格上、より多くの方に関心を持っていただくために、審議会の議論の積極的な公開はもとより、パブリックコメントの前に地方公聴会を各地で行うなど、地域の多様な意見を聞き、対話するプロセスが重要。	萩原委員		
		・預金者のみならず、国民に対して開かれたシステムを構築すべきであり、公開審査、報告会の開催など仕組み全体を通じた透明性、情報開示の徹底を図るべき。	岸本専門委員	○	
		・仕組み、進捗、成果の公表やそこから出てきた先駆的な取組の成果の共有と拡大・伝播を図るための国民全体に対するレポート、フィードバックを徹底すべき(国民に対して開かれたシステム構築)。	岸本専門委員		
		・審査プロセスが透明であることはもちろん、実際の事業のプロセス自体にも寄り添って伴走することで透明性の確保につながる。	飯盛委員		
		・指定活用団体や資金分配団体、公益活動を行う団体には、最も情報公開が求められる法人格である公益認定法人、認定NPO法人と同様レベルの情報公開が望まれる。	服部委員	○	
		・事業は優れているがガバナンスが後回しになっていたり、その逆になったりしないよう、事業とガバナンスが両立できる制度設計が必要。【再掲】	白井専門委員	○	
		・コストリカバリーやガバナンス等の観点において、健全な社会セクターを育成することが急務である。【再掲】	白井専門委員		
		・善意で活動を行っていることを前提に考えたいが、管理体制の問題だけでなく、意図的に助成等金額を減らしてしまうこともできるので、何らかの予防方法をかんがえていきたい。	北地委員		
	・リスクはあり、失敗は生じるものであり、がんじがらめに縛るのではなく、第三者機関がチェックし、そこから学び、システムを改善していく視点が重要であり、オmbズマンの設置などFail-Safeの装置のビルトインが必要(国民に開かれたシステム構築)。	岸本専門委員			
・民間ならではの柔軟性を活かすとともに、第三者によるチェックや可視化を図るなど透明性を高くすることが必要であり、今後議論していかねばならない。	北地委員				
IV	(法第16条4)大都市その他特定の地域に集中しないよう配慮	・活用地域が広がりをもつためには、民間公益活動団体を発掘することや、小規模な市民活動団体への伴走が有益。その役割を担う資金分配団体は各都道府県に広く、同一地域内に複数あることが望ましい。	服部委員		

1 法の基本理念の具体化	V	(法第16条5)複数年度助成等、革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等、民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮	・「革新的手法」や「民間の団体の創意と工夫」を求めることは、より実験的なプロジェクトへの支援を想定することになり、そうした傾向を強めるほどに、定められた期間で明確な成果を挙げられない事業が増える可能性がある。何を持って「革新的」とするのかについて、本審議会において明確化することが必要。	萩原委員	
		・本制度の目的として、「短期間に社会課題の解決を求める」のか、「スタートアップを支援する」のかに関して十分な議論し、整理をしないと本事業の対象が定まらないことを危惧。	宮本委員		
		・「革新」「イノベーション」という面が強調されているが、これらの言葉の明確な定義がないまま議論を進めると本事業の対象が定まらないことを危惧しており、これについても審議会の十分な議論が必要。	宮本委員		
		・様々な事業についてインパクト評価に取り組んできたが、まだ一般には「評価」自体が理解されていない。特に、長期的な評価は難しく、また数値化しやすい「成果」とそうでないものがあって、現場が重要視する「変化」とは隔たりがあるようにも感じている。短期的に数値が出やすいものを求めるような広まり方をすると危険である。	工藤専門委員		
		・税金ではない休眠預金であるという性格を活かし、これを戦略的に活用するイノベーション支援を行うべき。	宮城専門委員	○	
		・過度な公平性・一律性の重視、縦割りや単年度主義から脱却し、イノベーション創出に向けたチャレンジを支えること。	駒崎専門委員他	○	
		・イノベーションを起こすことと、リスクを取ることは裏表であり、両方について検討していく必要がある。	小宮山会長	○	
		・成果に対してまだ不確実性が高いなど、機会とリスクを伴う手法については、リスクをヘッジする環境を整えたうえで目標を設定し、かつ柔軟に変更できる環境が望ましい。	服部委員		
		・資金分配団体等が自発的に案を出し、それに伴うリスクは許容する仕組みを作ることが必要である。	宮城専門委員	○	
		・イノベティブな取組のためには、単純に経済合理性だけではないリスクリターンを考えを、しっかりと整理することが重要。	程委員		
		・短期と中期の成果を分けて考えるとともに、プロセスにおいて柔軟にとらえ、目標の変更を可能とするしくみが重要。	服部委員		
・特に子どもの支援の分野において評価を行う際は、短期的な成果ではなく、長期的なスパンで捉える必要がある。何が子どもにとって実のある成果なのか、本当の意味での成果を評価することが重要。	小河専門委員				

1 法の基本理念の具体化	V	(法第16条5)複数年度助成等、革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等、民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮	・本資金の活用にあたって関係する組織体が多く、直接現場で活動する団体だけではなく、その団体と寄り添う資金分配団体の成果を何と考えるかも同様に議論が必要。なお、社会起業家の本質に関する国内外の議論では、経済的成果と社会的成果の双方が必要であることに合意がある一方、全てを定量化することを求めている。	服部委員	
			・プロセス管理ではなく、成果志向で資金提供を行うべきであり、何をやったか(プロセス管理)ではなく、どのような成果を生んだか(成果志向)の観点を重視すること。	駒崎専門委員他	○
			・成果を把握し、必要な評価を行い、健全なプレーヤーの入れ替えを行うべき。そのための評価コストが必要であることを認識すること。	駒崎専門委員他	
			・成果にコミットした社会課題解決のため、ガバナンスを利かせつつ、資金活用用途として自由度の高いアプローチ可能性を担保する必要がある。(ブラックボックスアプローチ)	工藤専門委員	○
			・個々の案件の評価を行いながら、全体としての目的を達成をする仕組みを作り、最終的には民間企業も参画できるようなものとした。	北地委員	
			・休眠預金は全く新しい財源であり、新しい手法で平等性にチャレンジしていくことができれば国民の理解も得やすいのではないかと。例えばみんなが平等に、簡単に参加でき、わかりやすいシンプルな仕組みとして、バウチャー制度にチャレンジしてはどうか。バウチャーであれば、利用者がサービスのクオリティを評価し、供給側の管理コストも小さいので、利益を最大化できるのではないかと。	経沢専門委員	
			・現在の多くの社会課題は「人とのつながりが欠けていること」に起因すると考える。子ども食堂の取組は、「人とのつながり」を大切にすることからこそ効果があり、急速に広がった。このこと自体は特に革新的なものではないが、これだけ急速に横展開が広がったという点では、革新的と言えるかもしれない。成果は見えにくいものの、こうした取組も是非対象としてほしい。	栗林専門委員	
	VI	その他	・基本原則を策定してはどうか。大きな基本原則を策定しておかないと、個別の議論になった際、その都度の個別判断となり、一貫性が失われて議論が漂流し、意思決定の効率が悪くなる。判断に困った際に、立ち返るべき原則があることで、判断に一貫性を持たせ、議論を積み上げていきやすい。	駒崎専門委員	○
			・議論を行う上での基本原則は今の議論の段階で作るべき。	程委員	○
			・早期の段階で基本理念の具体化について議論をしっかりとつめないで個別論点を固めていくことが難しいのではないかと。休眠預金を活用してどう社会をつくるか、そのプロセスの基本的なストラクチャーはどうあるべきかを一旦議論しつつから、コンプライアンスなどの話しを進めて行かないと議論がまとまらないので、そういった議論の場を設けるべき。	宮城専門委員	

1 ・法の基本理念の具体化	VI	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・理念は重要だが、理念だけやってもきりが無い。抽象論と具体論、理念と実態の議論を並行的に進めて行く必要がある、そのためにはケーススタディーを積み上げ、これを理念に反映させることが重要。 	小宮山会長	○
			<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い分野で利用できる仕組みにすることが必要であり、制度や審議会の審議を広く国民に周知する広報活動が必要。 	飯嶋委員	
			<ul style="list-style-type: none"> ・Fintech等の進展により、これまでのような休眠預金の発生額は望めない可能性があり、中長期的な観点で資金の活用を検討すべき。 	飯嶋委員	○
			<ul style="list-style-type: none"> ・休眠預金の活用について、事業の推進時に広く告知をしていくことが、多くの方々の関心や理解を深めることにつながる。 	飯盛委員	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ形式で議論を深め、出たものをまとめるというやり方かどうか。 	萩原委員	
			<ul style="list-style-type: none"> ・取組みを効果的なものにするには、「やってみよう」という自発的な気持ちが必要である。住民主体の「子ども食堂」は、既存の助成等がなかったからこそ、住民が創意工夫して地域をデザインし、全国に広まった。必ずしも「お金」のみによって活動が促進されるわけではない。 	栗林専門委員	
2 ・休眠預金活用すべき社会課題により優先的に解決	I	活用分野にかかる総論	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的な社会課題については、全国一律で規定する事案もある一方で、地域によって課題は異なるので、各地域の課題を吸い上げる仕組みが必要。 	飯嶋委員	
			<ul style="list-style-type: none"> ・社会づくりのチャンスにしていくために、イノベーションがないところに資金を投下することがないようにしないとけない。 	白井専門委員	
			<ul style="list-style-type: none"> ・「優先的」な課題だけ意識するのではなく、色々な団体から話を聞くことで、国民のコンセンサスが得られるのではないか。 	萩原委員	
			<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に、社会課題の解決という結果を短期間のうちに出すことを志向する場合、支援の対象は既に自立した担い手であることが求められる。一方で、長期的にみれば、新たな担い手が自立して活動を行うことの支援を行うことで、より大きな成果を挙げることが可能になるので、そういった活動の担い手に対するシードマネーとして活用することで、より国民の理解が得られるのではないか。 	萩原委員	

2 ・休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題	I	活用分野にかかる総論	・社会的課題が自立的に解決されていくようなエコシステムをどう作り、戦略的投資につなげていくかが大事である。	宮城専門委員	
		・バラマキではなく、革新的な課題解決の手法を社会に広げるための資金として使うこと(イノベーション創出に向けた未来への投資)。	駒崎専門委員他	○	
		・休眠預金の活用により優先的に解決すべき社会課題は、縦割り行政のはざまで見落とされている課題、民間のソーシャルセクターが革新的な方法を提案している課題、行政と企業、民間などの多様なセクターが協力することで、取り組み効果が期待できる課題などである。	岸本専門委員		
		・具体的領域として、SDGsの考え方を国内取組に落とし込んだ研究を参考にしてはどうか。これに、地方で課題となっている縮小社会、地域社会崩壊のポイントを加えてはどうか。	岸本専門委員		
		・事業へのリスク・リターンを考える必要があるが、必ずしも経済合理性だけを最優先させるのではなく、行政も民間も誰もやっていないような課題について支援できるようしっかりとしたフレームワークの構築が必要。	程委員		
		・どこまでの範囲を課題として支援できるようにしていくのか。この仕組みづくりが非常に重要。	萩原委員		
		・ビジネスとしての可能性ということが非常に重要だが、そうではないものもたくさん社会にあるので、そういった活動に対して、どのように支援できるのかについて議論が必要。	萩原委員		
		・成果を出すのが難しい案件や時間がかかる案件にも目を配る必要があり、成果が出やすい分野に案件が流れてしまわないよう気をつけるべき。	工藤専門委員	○	
		・新しい視点で活動に取り組み、十数年かけて社会変革を行っていく団体のシードマネーとして活用することにより、より国民の理解が得られる。	萩原委員		
・助成・貸付等の目的となる事業の実施が不十分、あるいは目的達成・断念の進捗管理と組織体制のバランスがとれていること。オーバーヘッドコストは必要だし、運用は柔軟になされるべきだが、事業達成目的と則した組織運用が必要である。	北地委員				

2 ・休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題	II	(法17条1)子ども及び若者の支援	・保育バウチャーや、保育資格を持つベビーシッターのマッチング事業を行うことが重要だと考えている。	経沢専門委員	
			・自身の経験から育児と仕事の両立は非常に困難であると感じており、経営者としても女性従業員の支援は急務。	経沢専門委員	
			・新しい事業／プロジェクトの創設ばかりでなく、受益者負担型の若者支援サービスを望む若者に対して、交通費などの「実費負担の原則」を越えたフルカバー型のバウチャー付与など既存の取組を支援することも重要。	工藤専門委員	
			・住居、居住問題で、身元引受人及び帰住先を持たない子ども・若者で、特に未成年の児童養護施設退所者、少年院退院者、高校中退/中卒者、在学者などへの支援が必要。	工藤専門委員	
			・本来なら行政による支援を受けるべき状況にありながら受けられない子どもたちへの直接的な支援やそこで間接的に支援を行っている者に対して、どうやって光を与えるかという視点が重要。	小河専門委員	
			・子供の貧困はどこで線引きするかは難しい問題であるが、子どもの普遍的な、ユニバーサルな支援も視野に入れた支援の在り方も必要になってくる。	小河専門委員	
			・「子どもの貧困」は、行政のみでは対応が困難であり、優先的に取り組むべき課題の一つであると考え。なぜなら、子どもは自ら制度等にアクセスすることがない(例えば、役所に相談に行かない)からである。手法のイメージは、「地域の子どもを、地域で支える」であり、民間の多様な地域拠点を通じて、困難を抱える子供をキャッチし、支援につなげていく仕組みが必要である。	栗林専門委員	

2・休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題	III	(法17条2)日常生活等を営む上で困難を有する者の支援	・障害を持つ子どもの母親の多くは、仕事をやめたり、家族の問題が複雑になって、世間と隔絶されるという非常に難しい状況に追い込まれている。育児分野において、もっとイノベーションがあってもいいのではないか。	経沢専門委員	
			・住居、居住問題で、身元引受人及び帰住先を持たない子ども・若者で、特に未成年の児童養護施設退所者、少年院退院者、高校中退/中卒者、在学者などへの支援が必要。【再掲】	工藤専門委員	
			・難民やルーツが外国にある子ども・若者に対し、日本語や日本の文化風習に関する知識やスキルの獲得のみならず、学校や職場での“一般常識”を子ども、若者とその家族も学ぶことができる生活・就労支援の実施。	工藤専門委員	
	IV	(法17条3)地域活性化等の支援	・地域の中小企業における新卒者の確保や若年労働者の定着に関する事業は、行政と民間の谷間のようなところがあり、議論として取り上げるべき。	飯嶋委員	
			・地域づくりのためには、新たな取組みが次々と立ち上がることが必要である。特に、アーリーステージでの何らかの支援が重要であり、これらの資金がきっかけで、良い取組みが自発的に生まれ、担い手の育成につながる仕組みとしたい。	飯盛委員	
			・地域づくりのために成果を上げて適切に評価を行うことが重要であることは大前提とした上で、透明性と革新性を両立させるために社会的インパクト評価などを開発し、成果を見せることは重要である。	飯盛委員	

3 指定活用団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制	I 指定活用団体に求められる機能	・過度に管理的・統制的になるのではなく、資金分配団体や現場の団体が使いやすいよう、資金分配団体・現場団体との相互主体的な関係を前提とすること。	駒崎専門委員他	○
		・資金分配団体には助成の専門性が求められる。その資金分配団体を選定する指定活用団体にも、同様に助成の専門性を理解し、育てる力が求められる。専門性の議論とともに、指定活用団体や資金分配団体がそれを確保するためのコストを担保する措置が必要。	萩原委員	
		・指定活用団体が研究機能、研修機能をもつこと。【再掲】	岸本専門委員	
		・指定活用団体の基本的な役割は、休眠預金が新しい社会モデルのインキュベーションを推進する実施機能を中心に考える。	岸本専門委員	
		・指定活用団体の実施機能には、事業計画の策定、資金分配団体の選定、助成・貸付の実施、事業報告の取りまとめに加え、休眠預金による成果・発見を広めるためのプロモーション機能を付加する。	岸本専門委員	
		・指定活用団体が資金分配団体を公募する際は、細かい資金枠の設定やテーマの限定を避ける。法における3領域の幅を持った規定ぶりをできる限り尊重し、活動の現場からの埋もれている社会課題の発掘や革新的な提案を柔軟に受け止めることができるシステムをめざす。	岸本専門委員	
		・【指定活用団体】、【資金分配団体】の数・規模・機能・報酬が大きくなると、総資金に占める比率が膨らみ、現場で活動する団体への配分が少なくなる。現場の団体の多くが人件費の不足に悩んでいるのなか、指定活用団体、資金分配団体、現場の団体3者間における資金の適正な配分比率についても十分な議論が必要。	宮本委員	
		・資金分配団体・活動団体からの提案を受け止める相互主体的な関係性を構築することで、優先的に解決すべき社会課題への資金投下を実現する。	岸本専門委員	○

<p style="text-align: center;">3 ・指定活用団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制</p>	<p style="text-align: center;">II</p>	<p>指定活用団体のガバナンス/コンプライアンス体制</p>	<p>・過剰なコンプライアンスの問題点というのが、逆にクローズアップされており、単純に手続だけを強要して、アリバイづくりのような仕事がただ積み上がるというコンプライアンスに対して、反省が生じている。</p>	野村委員	
		<p>・前回、過剰なコンプライアンスの問題について指摘したが、これはコンプライアンスの水準を下げるということではなく、アリバイづくりのような書類をつくらせて後から点検することになると、結局はリスク管理できない。モニタリングを通じてコンプライアンスを組織や業務の中にビルトインする仕組みが必要。</p>	野村委員	○	
		<p>・指定活用団体は、国民一般と支援団体のどちらからも信頼を得ることが極めて重要。とくに現場で支援活動をしている民間団体から、甘い汁を吸う「利権団体」だという不信感を発足当初にもたれてしまうと、本事業自体が成功しない。発足にあたって十分な情報公開、意見交換の機会を担保し、全体として納得のいく状態でスタートすることが重要。</p>	宮本委員		
		<p>・休眠預金活用状況の公正性・透明性を確保するための機能に関しては、管理的統制的な仕組みで縛るのでなく、オンブズマンのような国民の目による開かれた監視を基本とし、執行段階の柔軟性を確保する。指定活用団体からの資金提供の成果評価を行うことによって、常に効果的な資金提供を目指す。</p>	岸本専門委員		
		<p>・ガバナンスのあり方については、財団や株式会社といった型にはめて議論すべきではない。様々な組織形態において、執行についてはなるべく合議できちんと決め、独立性のある者がモニタリングをする、モニタリングシステムがガバナンスにとって最も効率性が高く、また、牽制が働くという方向感になってる。型にとらわれることなく、団体のミッションにふさわしい組織形態のあり方を議論すべき。</p>	野村委員	○	
		<p>・税金でもなく、個の意思のある民間の資金とも異なる公共のお金を扱うので、休眠預金の活用について最終決定に携わるメンバーは固定しないほうがいい。</p>	服部委員		
		<p>・情報公開規定や、倫理規定を定めて透明性を高めることが重要である。</p>	服部委員		
		<p>・多様な利害関係者への広報は重要である。これから様々な問い合わせが増えると思うが、問い合わせ窓口が縦割りになっていて一般の人が混乱しないよう、窓口が分かるようにする必要がある。また、資金活用の話だけではなく、社会課題とセットで広報していくことが必要。</p>	服部委員		

5 バナンス/コンプライアンス体制 ガ	I	資金分配団体に求められる機能	・資金分配団体の能力には地域差があり、今後育成していく必要がある。また、資金分配団体に見合う既存の団体がどのくらいあるのかを踏まえた上で、実績のある団体だけではなく、新しく生まれる団体も選定すべきである。	服部委員	
			・資金分配団体におけるセオリー・オブ・チェンジの構築など、資金分配団体自身が成果志向になることを推奨する。	岸本専門委員	
			・資金分配団体・活動団体からの提案を受け止める相互主体的な関係性を構築することで、優先的に解決すべき社会課題への資金投下を実現する。【再掲】	岸本専門委員	○
	II	資金分配団体のガバナンス/コンプライアンス体制	・過剰なコンプライアンスの問題点というのが、逆にクローズアップされており、単純に手続だけを強要して、アリバイづくりのような仕事がただ積み上がるというコンプライアンスに対して、反省が生じている。【再掲】	野村委員	
			・前回、過剰なコンプライアンスの問題について指摘したが、これはコンプライアンスの水準を下げるということではなく、アリバイづくりのような書類をつくらせて後から点検することになると、結局はリスク管理できない。モニタリングを通じてコンプライアンスを組織や業務の中にビルトインする仕組みが必要。【再掲】	野村委員	○
	6 評価の在り方と革新的な手法の開発の促進	I		・何をやったか(プロセス管理)ではなく、どのような成果を生んだか(成果志向)の観点を重視すること。【再掲】	駒崎専門委員他
・入口だけでなく、進捗状況を常にウォッチし、評価することはリスクを取ったり、イノベーションを生むのと裏表の関係にあり重要。				小宮山会長	○
・評価は事業の最後にするイメージがあるが、評価の在り方について議論を始めて、それを組織の中に溶け込ませるような仕組みを作るべきである。				野村委員	○
・わが国でも長年にわたり、行政において「規制影響評価」が行われてきたが、成果が出ておらず、手法も開発されていない。そうした反省点や課題を踏まえて議論すべき。				野村委員	
・社会的インパクトの指標については、欧米諸国での成功例を参考にしつつ、日本ならではのものを作っていく必要がある。				程委員	
・様々な事業についてインパクト評価に取り組んできたが、まだ一般には「評価」自体が理解されていない。特に、長期的な評価は難しく、また数値化しやすい「成果」とそうでないものがあって、現場が重要視する「変化」とは隔たりがあるようにも感じている。短期的に数値が出やすいものを求めるような広まり方をすると危険である。【再掲】				工藤専門委員	
・特に子どもの支援の分野において評価を行う際は、短期的な成果ではなく、長期的なスパンで捉える必要がある。何が成果なのか本当の意味での成果を捉えることが重要。【再掲】				小河専門委員	
・ICTを活用して、社会的インパクトやニーズの把握、団体に係る情報発信をすることは重要。行政が開放することとなっているビッグデータも活用して、マッチングなどを行うということも考えられる。				程委員	

6 ・評価の在り方と革新的な手法の開発の促進	I	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの支援」等の課題については、短期間で評価することは難しい。例えば、一時的な支援の結果、形だけは高校に入学したとしても、すぐに中退してしまうことも多い。本来は継続的な支援、長期的な視点が必要である。これに併せて、評価方法や評価の視点を工夫する必要がある。 	栗林専門委員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・資金分配団体におけるセオリー・オブ・チェンジの構築など、資金分配団体自身が成果志向になることを推奨する。【再掲】 	岸本専門委員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・休眠預金等を「呼び水」として民間資金を社会課題解決の取組に呼び込むために、資金分配団体や活動団体のそれぞれの段階において、独自の資金調達努力を推奨する(審査の加点対象とするなど)。 	岸本専門委員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・資金分配団体が、公募による助成だけでなく、課題解決のために、あらかじめ企業や地域社会、自治体等の多様な関係者間のプラットフォームを構築したり、同じ問題意識をもつNPO間の協力関係の構築を促すことを通じ、助成のインパクトを強化するプロジェクト型助成のパターンも想定できる。 	岸本専門委員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「革新的手法」、「成果」をどう定義するのか議論が必要。既存の手法の組み合わせで革新的な手法となることもあるし、短期では成果が出にくい、長期的に出る成果もある。その点を踏まえてヒアリングをしっかりとる必要がある。 	萩原委員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ファクトを集めた上で社会的課題や財源を整理して、革新的なのか否か、また対象3分野間における資金の配分の仕方などを定めたポートフォリオを作ることとなるが、その際に評価するモデルが必要となってくる。 	程委員	